

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合 又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要介護2 (15,167 単位)				
		要介護3 (22,062 単位)				
		要介護4 (24,350 単位)				
		要介護5 (26,849 単位)				
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	
	要介護2 (13,665 単位)					
	要介護3 (19,878 単位)					
	要介護4 (21,939 単位)					
	要介護5 (24,191 単位)					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (565 単位)				
		要介護2 (632 単位)				
		要介護3 (700 単位)				
		要介護4 (767 単位)				
		要介護5 (832 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)				
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)				
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)				
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)				
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)				
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)				
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)				
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)				
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))				
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1月につき 640単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 21単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)					
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)					
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)				

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目